

令和5年度九州大学大学院法学府
修士課程入学試験問題（春季）

行政法

1. 次の〔問〕の(1)～(4)の中から2題を選び、なるべく簡潔に解答しなさい。解答には、
〔問〕(1)～(4)のどれかが分かるように、番号を冒頭に付しなさい。 (10点×2)

〔問〕

- (1) 「侵害留保説」の内容及びその問題点について、説明しなさい。
- (2) 行政規則のいわゆる「外部化現象」について、説明しなさい。
- (3) 復興庁はいわゆる「3条機関」としてどのように位置づけられるか、参考条文をもとに説明しなさい。
- (4) 条例制定権の限界について、説明しなさい。

2. 次の〔事例〕を読み、〔問〕(5)～(9)に解答しなさい。解答には、(5)～(9)を冒頭に付しなさい。

〔事例〕

Xは、F県に病院を開設しようと考え、F県知事Y₁に対し、医療法に基づく病院開設許可を申請（以下「本件申請」という）した。Y₁は、医療法第30条の11に基づき、病院開設を中止するよう勧告した（以下「本件勧告」という）。しかし、Xが本件勧告に従えない旨をY₁に述べたため、Y₁は本件申請を許可した。その後Xは、病院を建設し人員を揃え、Y₁の検査を受け、許可証の交付を受けた（医療法27条）。続いてXは、厚生労働大臣Y₂に対して保険医療機関の指定申請をした。Y₂は、本件勧告を理由として、地方社会保険医療協議会の議を経て、病床の一部につき保険医療機関の指定を拒否した（以下「本件拒否処分」という）。

〔問〕

- (5) いわゆる「処分性」に関する最高裁の定式について、説明しなさい。 (20点)
- (6) 本件拒否処分は処分性を有するか、説明しなさい。 (20点)
- (7) 本件勧告は処分性を有するか、説明しなさい。 (10点)
- (8) 本件勧告が処分性を有する場合、本件勧告に対する取消訴訟において、Xに原告適格が認められるか、説明しなさい。 (20点)
- (9) 本件勧告が処分性を有する場合、本件拒否処分の取消訴訟において本件勧告の違法性を主張することは出来るか、説明しなさい。検討に当たっては、本件勧告の「法的効果」、Y₁とY₂の関係、本件拒否処分の裁量の存否、地方社会保険医療協議会の議の存在に注意しなさい。 (10点)

[参照条文]

国家行政組織法（昭和 23 年法律第 120 号）（抄）

第 2 条 国家行政組織は、内閣の統轄の下に、内閣府及びデジタル庁の組織と共に、任務及びこれを達成するため必要となる明確な範囲の所掌事務を有する行政機関の全体によつて、系統的に構成されなければならない。

2 国の行政機関は、内閣の統轄の下に、その政策について、自ら評価し、企画及び立案を行い、並びに国の行政機関相互の調整を図るとともに、その相互の連絡を図り、全て、一体として、行政機能を発揮するようにしなければならない。内閣府及びデジタル庁との政策についての調整及び連絡についても、同様とする。

第 3 条 国の行政機関の組織は、この法律でこれを定めるものとする。

2 行政組織のため置かれる国の行政機関は、省、委員会及び庁とし、その設置及び廃止は、別に法律の定めるところによる。

第 5 条第 1 項 各省の長は、それぞれ各省大臣とし、内閣法（昭和 22 年法律第 5 号）にいう主任の大臣として、それぞれ行政事務を分担管理する。

2 (略)

3 各省大臣は、国務大臣のうちから、内閣総理大臣が命ずる。ただし、内閣総理大臣が自ら当たることを妨げない。

復興庁設置法（平成 23 年法律第 125 号）（抄）

第 2 条 内閣に、復興庁を置く。

第 5 条 復興庁の組織は、任務及びこれを達成するため必要となる明確な範囲の所掌事務を有する行政機関により系統的に構成され、かつ、東日本大震災からの復興に関する内閣の課題に弾力的に対応できるものとしなければならない。

2 復興庁は、内閣の統轄の下に、その政策について、自ら評価し、企画及び立案を行い、並びに内閣府、デジタル庁及び国家行政組織法……第 1 条の国の行政機関と相互の調整を図るとともに、その相互の連絡を図り、全て、一体として、行政機能を発揮しなければならない。

第 6 条 復興庁の長は、内閣総理大臣とする。

2 内閣総理大臣は、復興庁に係る事項についての内閣法……にいう主任の大臣とし、第 4 条第 2 項に規定する事務を分担管理する。

医療法（昭和 23 年法律第 205 号）（抄）

第 7 条 病院を開設しようとするとき……は、開設地の都道府県知事……の許可を受けなければならない。

2・3 (略)

4 都道府県知事又は保健所を設置する市の市長若しくは特別区の区長は、前 3 項の許可の申

請があつた場合において、その申請に係る施設の構造設備及びその有する人員が第 21 条及び第 23 条の規定に基づく厚生労働省令並びに第 21 条の規定に基づく都道府県の条例の定める要件に適合するときは、前 3 項の許可を与えなければならない。

第 27 条 病院、患者を入院させるための施設を有する診療所又は入所施設を有する助産所は、その構造設備について、その所在地を管轄する都道府県知事の検査を受け、許可証の交付を受けた後でなければ、これを使用してはならない。

第 30 条の 11 都道府県知事は、医療計画の達成の推進のため特に必要がある場合には、病院……を開設しようとする者……に対し、都道府県医療審議会の意見を聴いて、病院の開設若しくは病院の病床数の増加若しくは病床の種別の変更又は診療所の病床の設置若しくは診療所の病床数の増加に関して勧告することができる。

健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）（抄）

第 63 条第 3 項 第 1 項の給付を受けようとする者は、……次に掲げる病院若しくは診療所又は薬局のうち、自己の選定するものから、……被保険者であることの確認を受け、同項の給付を受けるものとする。

一 厚生労働大臣の指定を受けた病院若しくは診療所……又は薬局……

第 65 条 第 63 条第 3 項第 1 号の指定は、政令で定めるところにより、病院若しくは診療所又は薬局の開設者の申請により行う。

2 前項の場合において、その申請が病院……に係るものであるときは、当該申請は、医療法第 7 条第 2 項に規定する病床の種別……ごとにその数を定めて行うものとする。

3 (略)

4 厚生労働大臣は、第 2 項の病院……について第 1 項の申請があつた場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、その申請に係る病床の全部又は一部を除いて、第 63 条第 3 項第 1 号の指定を行うことができる。

一・二 (略)

三 医療法第 7 条の 3 第 1 項に規定する構想区域における保険医療機関の病床数が、当該申請に係る指定により同法第 30 条の 4 第 1 項に規定する医療計画において定める将来の病床数の必要量を勘案して厚生労働大臣が定めるところにより算定した数を超えることになると認める場合……であって、当該病院……の開設者……が同法第 30 条の 11 の規定による都道府県知事の勧告を受け、これに従わないとき。

第 67 条 厚生労働大臣は、保険医療機関に係る第 63 条第 3 項第 1 号の指定をしないこととするとき、若しくはその申請に係る病床の全部若しくは一部を除いて指定……を行おうとするとき、又は保険薬局に係る同号の指定をしないこととするときは、地方社会保険医療協議会の議を経なければならない。